目標5 子供の安全と安心を確保し、 子育でを支援する環境づくり

現状と課題

【1 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

- 子供の連れ去り事犯や性犯罪など、子供達が犯罪の被害者になる事件が社会の 耳目を引いていますが、その一方で大麻・覚せい剤等の薬物に関する情報があふ れ、若い世代にまで広まるなど、子供が加害者となる犯罪件数もまた増加してい ます。
- インターネットや携帯サイト上の掲示板等への書き込みが、トラブルや犯罪に 巻き込まれる原因となった事例が発生しています。また、インターネット上には 様々な有害情報が氾濫し、誹謗中傷等の場にもなりうるなど、子供達はインター ネットを媒介とした危険にさらされています。しかし、その情報の規制や監視手 段は十分整っているとは言えず、保護者等の知識も十分ではないため、子供達の 安全に目が行き届いていないのが現状です。
- 麻薬や覚せい剤などの薬物の情報が携帯電話を介したインターネット上の匿名 のやり取り等で容易に入手できる環境は、子供の健やかな育ち、安全と安心の確 保の面からみても憂慮すべき社会問題です。

【2 子供の安全を確保するための取組の推進】

- 子供の交通事故件数は過去5年間で減少の傾向にあります。幼児2人同乗用自転 車の普及に伴う安全性の確保や、チャイルドシートの正しい着用、学校における 交通安全教育等、子供の安全にかかわる正しい知識の普及啓発は、引き続き重要 な課題です。
- また、子供の健やかな成長には、日常の生活空間における安全や快適性が求め られます。生活環境の整備に当たって、子供や子育て家庭への配慮や幅広い情報 提供が必要です。また、家庭内で発生する不慮の事故を予防するための意識啓発、 情報提供も不可欠です。

【3 良質な住宅と居住環境の確保】

○ 子育てしやすい環境を整備する上で、子育でに適した良質な住環境の整備、子 供を安心して育てられる住まいの確保などを進めることが必要です。

【4 安心して外出できる環境の整備】

- 鉄道の駅、商業施設等においては、建物のバリアフリー化、授乳やオムツ換え ができる「赤ちゃん・ふらっと」の整備、おむつ交換台の設置等、インフラ整備 の側面での改善が前期目標をほぼ到達するなど、取組が着実に進んでいます。し かしその一方で、ベビーカーに対する周囲の無関心な反応や、マタニティマーク の認知度の低さなど、意識面ではまだ浸透不足の側面もあります。
- 子育ての当事者とその周囲の者とが互いの立場を思いやり、助け合うことが自 然な行動となるよう、社会全体の気運の醸成が引き続き課題となっています。

取組の方向性

【1子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 子供や保護者に対する防犯教室、セーフティ教室を拡大して実施するなど、学 校と家庭や地域社会、関係諸機関との連携を強化します。また、声掛け、つきま といといった重大な犯罪の前兆とみられる事案に対して迅速に対応するなど、子 供達を犯罪や有害な環境から守るとともに、非行防止の活動に社会全体で取り組 みます。
- 携帯電話やパソコンを利用する際の家庭でのルール作りを推進するとともに、 トラブルに巻き込まれた場合の対処方法についても相談窓口を通じて情報提供を 行っていきます。あわせて、インターネット等の適正な利用に関する啓発指導を 行っていきます。
- 覚せい剤、大麻、脱法ドラッグ等の蔓延に対し、学校経由で生徒・保護者への 呼びかけを進めるとともに、広く一般への薬害・中毒症の周知等の普及啓発、所 持取締りや禁止の呼びかけを強化していきます。

【2 子供の安全を確保するための取組の推進】

- 交通事故の防止のためには、事故の原因や情報を正確に子供や保護者に発信し、 理解を得ることが必要であり、そのための普及啓発に積極的に取り組んでいきま す。
- 区市町村・警察・教育委員会等が協力し、子供達が交通ルールを守り交通マナー をしっかり身に付け、子供自身が危険を予測し、回避することができるよう交通 安全教育を実施します。

- 生活のあらゆる場面において安全を確保し、子供と保護者が快適に生活できる ように、様々な危険性の周知や事故防止の注意喚起を行っていきます。
- 子育て家庭の安全・安心のために、家庭内の不慮の事故の防止を目的とした情 報提供を積極的に行っていきます。

【3 良質な住宅と居住環境の確保】

○ 「子育てに配慮した住宅の技術指針」の作成・普及、子育てに配慮した住宅供給 の誘導、公的住宅の建て替えによる子育て支援施設等の整備、及び公的住宅にお ける子育て世帯に対する入居機会の拡大などを推進します。

【4 安心して外出できる環境の整備】

- 安全な子育て環境整備のため、子供連れでも安心して外出できることを目指し、</br> ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりの取組を継続していきま す。
- さらに、安全で安心なベビーカー利用に関するキャンペーンのように、子育て を支援する社会全体の気運の醸成と、子育て当事者と周囲の者の双方への理解促 進となる活動を継続していきます。





重点的取組(2) 子供を有害な情報・環境から守る取組の推進

インターネット利用環境等の整備、薬物乱用防止対策など、有害な情報や環 境から子供の健やかな育ちを守るために、総合的な取組を推進します。

◆インターネット利用環境の整備

- 東京都、各家庭、地域、関係諸機関が連携して、 インターネット上の有害な情報の氾濫から子供を 守る取組を進めていきます。
- <対象事業 例> 〇 ネット・ケー デスクの運営 -タイヘルブ 〇 インターネット利用環境
- の整備 ○ ネット監視業務

◆薬物乱用防止対策

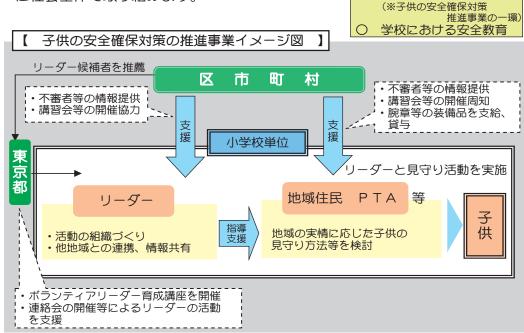
- 覚せい剤、大麻、脱法ドラッグ等の蔓延に対し 監視指導を強化するとともに、学校経由で生徒・ 保護者への呼びかけを進めます。
- 「買わない」、「使わない」意識を浸透させる ため、青少年を中心とした普及啓発活動を進めま す。
- <対象事業
- 流通・使用実態調査、 有害製品の排除
- 薬物乱用防止教室
- Ŏ 有職・無職少年を視野に 入れた啓発

◆非行防止・犯罪被害防止

東京都、各家庭、地域、関係諸機関が連携して、 子供達を犯罪から守るとともに、非行防止の活動 に社会全体で取り組みます。

<対象事業 例>

- 防犯教室
- 00 セーフティ教室 子ども見守りボランティ
 - アリーダー養成講座 (※子供の安全確保対策



重点的取組(3) 安全・安心の子育で支援の基盤整備

子供の健やかな育ちのために、親子が安心して生活できる良質な居住環境の 整備を進めます。また、地域・企業等関係諸機関と連携の上、安心して外出で きる環境の整備を進めていきます。

居住環境の整備

- 子育て世帯向け優良賃貸住宅供給助成事業の実施 子供の安全の確保や保育施設との連携等を重視しつつ、良質かつ一定以上の広さ の民間賃貸住宅を先行的にモデル供給する。
- 子育てに配慮した住宅の技術指針の作成

検

討

安全・安心への配慮

家事と育児負担への配慮

健康と成長への配慮

ほか

子育てに配慮した住宅の 技術指針作成へ

周 知 提

供

- 住宅供給 事業者
- 都民
- 区市町村



気運の醸成

「子育て応援とうきょう会議」による キャンペーン等を通じて、社会全体で 子育てを応援する気運を醸成する。

子育て応援情報掲載のサイト「とう きょう子育てスイッチ」は、子育て家 庭に役立つ情報が満載されている。



外出環境

<赤ちゃん・ふらっと>

授乳やオムツ換え等のス ペースとして「赤ちゃん・ ふらっと」を商業施設等に 設置する。

<バリアフリー化の取組>

ノンステップバスの導入 (都営)

駅施設のバリアフリー化 (エレベーター設置)

<安心で自由な子供の 遊び場の整備>

子供が安心して自由に遊ぶこ とができる空間を都立公園に 整備する。

- ・わくわく広場
- ・いきいき運動広場
- 親子のびのび館

<ユニバーサルデザインのまちづくり>

すべての人が生き生きと暮らせるまちづくりを進めるため、先駆的な福祉のまちづくりを 実現しようとする区市町村の取組を支援します。

目標5「子供の安全と安心を確保し、 子育てを支援する環境づくり」の事業一覧

(1) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進

①犯罪等の被害防止

185 地域安全マップづくり推進事業

青少年• 治安対策本部

子供自身の犯罪被害防止能力を高める手法の一つとして「地域安全マップづくり」を都内の全小学校で実施する仕組みを構築し、一層の推進を図ります。

186 子ども見守りボランティアリーダー養成講座の実施

青少年· 治安対策本部

子供を見守るボランティア活動のリーダーを養成し、地域における活動の一層の推進を図ります。

187 セーフティ教室の実施・充実

教育庁

学校と家庭や地域社会、関係諸機関とが連携を強化して、児童・生徒を犯罪から守るとともに非行防止を図って健全育成を推進するため、都内全公立学校でセーフティ教室を実施します。

188 防犯教室の実施

警視庁

子供自身が防犯意識を持ち、いざという時に自分自身で身を守ることができるようにする ため、警察や学校等の関係機関が連携を図り、子供や保護者を対象とした参加・体験・実践 型の防犯教室を実施します。

189 電子メールなどを活用した情報の発信

警視庁

子供に対する声掛け事案等の発生状況や防犯対策を電子メールや警視庁ホームページで発信し、都民の自主防犯意識の向上と自主防犯行動の促進を図ります。

190 「子ども110番の家」活動の支援

警視庁

子供を犯罪から守り安全を確保するために、「子ども110番の家」(住宅・店舗、車両)活動を充実します。

・活動マニュアルの作成、配布

再掲 スクールサポーター制度

警視庁

*NO. 98参照



②子供を取り巻く環境対策

191 青少年の健全な育成に関する条例の運用

青少年• 治安対策本部

青少年の健全な育成を図るため、以下のことに取り組みます。

- ・優良映画の推奨・不健全図書類の指定(図書、ビデオテープ)
- ・立入調査(書店、コンビニ等図書類販売店、深夜立入制限施設、雑誌等自動販売機等)
- 有害広告物の行政指導
- ・青少年健全育成功労者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈
- インターネットの有害情報への対応(青少年がインターネットを適正に利用できる環境の 整備、インターネット事業者に対するフィルタリングの開発、告知・勧奨の努力義務等(平 成17年3月改正))
- ・青少年の性に対する関わり方(青少年に慎重な行動を促す環境の整備)
- ・青少年に対する保護者の養育のあり方(青少年を健全に育成するための保護者の責務を明
- ・携帯ショップ等販売事業者に対するフィルタリングの告知・勧奨の努力義務(平成19年3 月改正)

192 インターネットの利用環境の整備

青少年• 治安対策本部

インターネットや携帯電話の有害情報から子供を守るために、保護者を対象とした家庭の ルール作りを支援する講座等を開催します。

193 ネット・ケータイヘルプデスクの運営・活用

青少年・治安 対策本部

青少年有害情報に関するトラブルの相談などの受付とともに、解決に向けた助言を行うた め、ネット・ケータイヘルプデスクを運営します。また、トラブル情報について事業者と情 報共有を図り、新たなフィルタリング開発などに活用します。

194 インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導

教育庁

児童・生徒のインターネット等の適正な利用を進めるために、次の取組を行います。

- インターネット・携帯電話利用に関する実態調査を実施します。
- 都内公立学校における学校非公式サイト等を監視し、不適切な書き込みの削除要請を行い
- ・有害情報から子供を守るための対策検討委員会において、具体的な対策を検討します。
- •「インターネット等の適正な利用に関するリーフレット」を作成し、小学校5年生及び中 学校1年生全員に配布します。
- ・児童・生徒への指導、保護者への啓発、学校・教員への情報提供及び支援を行います。

195 学校における安全教育の推進

教育庁

幼児・児童・生徒が身に付ける「必ず指導する基本的事項」を具体的に示し、「生活安全」 「交通安全」「災害安全」の3領域を総合的に扱った「安全教育プログラム」を、安全教育推 進校をはじめ、都内の全公立学校で児童・生徒の発達段階に応じた年間指導計画に沿って実 践し、幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・ 能力を育成していきます。

196 薬物乱用防止対策の強化

福祉保健局

- ・平成19年施行の改正薬事法に基づき、国と連携して大臣指定薬物の排除に努めます。
- ・流通、使用実態調査により未規制薬物を早期に発見し、法や条例に基づき迅速な対応を図ります。
- 植物系ドラッグについても鑑別手法等の先駆的研究を推進し規制強化を図ります。
- •「買わない」、「使わない」意識を浸透させるため、青少年を中心とした普及啓発活動を進めます。

(2) 子供の安全を確保するための取組の推進

197 チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発

警視庁 青少年• 治安対策本部

子供の安全を確保するために、以下のことに取り組みます。

- ・子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催します。 (警視庁)
- ・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等、各種広報媒体を活用してチャイルドシートの着用意識を高め、正しい着用の徹底を図ります。(警視庁)
- ・チャイルドシート着用講習会を実施するとともに、区市町村、官公署、学校、団体等を対象とするシートベルト体験車の貸出事業を行い、チャイルドシートの着用推進を図ります。 (警視庁、青少年・治安対策本部)

198 幼児2人同乗自転車の導入促進(普及啓発)

青少年· 治安対策本部

区市町村や関係機関等と連携し、幼児2人同乗用自転車のルール・マナーの啓発を行います。

199 幹線道路ネットワークの整備

建設局

渋滞のない効率的で利便性の高い都市の実現は、すべての人の安全かつ快適な移動を可能とします。このため、都市計画道路を中心とした広域的な道路ネットワークの充実によって、 交通環境の向上を図ります。

200 連続立体交差事業

建設局

歩行者の安全や道路交通の円滑化などを図るため、鉄道の立体化を行い、踏切を除却します。

201 高校生用交通安全教育資料など

教育庁

都立高校の生徒の交通安全意識を高めるために、春と秋の全国交通安全運動に合わせて、 交通安全のパンフレットを作成・配布します。

また、前年度に発生した都立高校の生徒の交通事故を調査・分析し、その原因や学校生活への影響等を研究した成果を掲載した交通安全資料「指導事例集」を作成し、生徒への指導に有効に活用します。

202 交通安全教育の普及促進

警視庁

子供が正しい交通安全意識を身に付けるために、幼稚園・小学校・中学校・高校の教室等において、成長に合わせた段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育を行います。

203 信号機の導入・整備

警視庁

○ 近くに公園などがあり、子供の利用機会が多い交差点の信号機を対象に、信号制御機を 更新又は改造し、歩行者と車両の交錯を防止します(歩車分離式信号機の導入)。

■20年度末 145か所

■事業目標(26年度) 平成22年度は既存の整備計画の枠内で実施、平成23年度以降 は平成22年度の実施結果及び実態調査結果を踏まえて策定

○ 近くに公園などがあり、子供の利用機会が多い主要幹線道路上の交差点の信号機に青時 間延長機能を付加して、子供の安全確保を推進します(歩行者感応式信号機等の整備)。

■20年度末 124か所

■事業目標(26年度) 平成22年度は既存の整備計画の枠内で実施、平成23年度以降

は平成22年度の実施結果及び実態調査結果を踏まえて策定

204 あんしん歩行エリアの整備

警視庁

歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、指定を受けた都内29地区において、 公安委員会と道路管理者が連携して、交通規制の見直しや交通安全施設の整備等、交通事故 防止対策を集中的に行います。

205 自転車の安全利用の推進

警視庁 青少年・ 治安対策本部

子供の安全を確保するために、以下のことに取り組みます。

- ・子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催します。 (警視庁)
- ・中学校において、スタントマンによる交通事故を再現した自転車安全教育を実施し規範意 識の向上を図ります。(警視庁)
- ・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、各種広報媒体を活用して、自転車の安全利用 について広報啓発を推進します。(警視庁)
- ・自転車の幼児用座席に乗車させた幼児の安全対策及び幼児用ヘルメットの着用促進を図り ます。(警視庁、青少年・治安対策本部)

206 くらしの安全情報サイトの運営

生活文化 スポーツ局

商品・サービスを中心とした危害・危険・安全性といった情報を提供し、事故防止等の注 意喚起を行います。

(3) 良質な住宅と居住環境の確保

207 子育てに配慮した住宅の技術指針の作成

都市整備局

住戸の広さやバリアフリー化、事故防止の配慮など、子育てに配慮した住宅の技術指針を 作成し、都民や住宅供給事業者に対してその普及を図ります。

208 住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施

都市整備局

住宅に困窮している18歳未満の子供が3人以上いる多子世帯が、「多子世帯ポイント方式募 集」や「多子世帯優遇抽選制度」を活用し、一般より優先・優遇的に都営住宅に入居できるよう、 引き続き入居者の選定を実施します。

209 若年ファミリー世帯への入居機会の拡大

都市整備局

入居期限を10年以内とする期限付きの入居募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」 や一般募集とは別枠で行う「都営住宅ファミリー向け募集」を通して、若年ファミリー世帯 の入居の機会を拡大します。

210 東京都住宅供給公社における子育て世帯への入居機会の拡大

都市整備局

東京都住宅供給公社の一般賃貸住宅の新築(建替)住宅募集及び定期空家募集(抽選方式) において、子育て世帯の当選確率を優遇します。

211 子育て世帯への入居機会の拡大(優遇抽選)

都市整備局

都営住宅における、小学校就学前の子供が2人いる世帯を一般世帯より優先的に都営住宅 に入居できるよう、引続き優遇抽選制度を実施します。

212 都民住宅における子育て世帯への入居機会の拡大

都市整備局

民間活用型の都民住宅の空家を活用して、小学校卒業前の子供のいる世帯で収入月額20万円未満の世帯が5年以内の定期借家契約で入居する場合に、4万円以内の家賃減額補助を行います。

213 地域開発整備事業

都市整備局

都営住宅の建設に伴い、必要となる道路・公園等の公共施設や保育所・児童館等の公益的施設を、「地域開発要綱」に基づき、整備することにより、良好な市街地の形成や生活環境の向上を図ります。

214 都市居住再牛促進事業

都市整備局

都市型の居住機能の再生に役立つと認められる建替を行う民間事業者に対し、区市町が補助を行う場合、都が事業費の一部を補助します。

215 子育て世帯向け優良賃貸住宅供給助成事業

都市整備局

子供の安全の確保や保育施設との連携等に配慮した子育て世帯向けの優良な賃貸住宅をモデル的に供給するとともに、その成果を踏まえ、区市町村を主体とした供給、あるいは民間市場における供給拡大等を促進します。

216 シックハウス対策

福祉保健局

化学物質による子供の健康への影響を予防するため、庁内で組織する「居室内の有害化学物質に関する連絡会議」などにおいて、関係局が連携し、「化学物質の子どもガイドライン」(室内空気編)を活用した室内環境保健対策を推進します。

(4) 安心して外出できる環境の整備

①子育てを楽しむ環境整備

217 子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」

福祉保健局

子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進めます。

- ■21年度末 581か所
- ■事業目標 20~22年度 各年度200分所

218 水辺空間の魅力向上

建設局

- ・子供連れでも安全に安心して散策できるテラス等の水辺散策路を早期に整備するとともに、 水辺空間の緑化を推進します。
- 「水の都」 東京の再生に向け、隅田川・日本橋川等の河川において、人の流れや賑わいの創出、 情報の発進、住民が主役となった河川利用の仕組み作りを推進します。

219 安心で自由な子供の遊び場の整備

建設局

子供が安心して自由に遊べる場を都立公園に整備します。

220 緑の拠点となる公園の整備

建設局

都民に安らぎやレクリエーションの場を提供する都立公園の整備を推進します。

221 バリアフリー新法に係る調整業務

都市整備局

バリアフリー基本構想の策定に当たり、区市町村に対し、その策定費の一部を補助します。 また、基本構想の作成等について、ノウハウの提供等必要な協力を行い、地域のバリアフリー 化を推進します。

222 ユニバーサルデザイン整備促進事業 【実施主体:区市町村】 福祉保健局

地域において、すべての人が生き生きと暮らせるまちづくりを進めるため、福祉のまちづ くりに関する新たな課題に取り組み、先駆的な福祉のまちづくりを実現しようとする区市町 村の取組を支援します。

223 鉄道駅エレベーター等整備事業

【実施主体:区市町村】 福祉保健局

鉄道駅における円滑な移動経路を確保するため、エレベーター等を整備する事業者に対す る区市町村の取組を支援します。(交通局・東京メトロを除く)

224 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業

福祉保健局

民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することによ り、だれでも乗り降りしやすいバスの導入促進を図ります。

225 道路のバリアフリー化

建設局

駅、公共施設、病院等を結ぶ都道のバリアフリー化を推進します。

226 歩道の整備・改善

建設局

バリアフリーに対応した歩道の整備を推進し、歩行者等を交通事故から守るとともに、快 適な歩行空間の形成を図ります。また、現道の補修に併せ、歩道の拡幅や電柱の移設、段差・ 勾配の改善により、歩行空間の確保・改善を行います。

227 駅施設のバリアフリー化(エレベーターの設置)

交通局

都営地下鉄の駅を、すべての人が円滑に移動できるように、エレベーター等によりホーム から地上までの1ルートを確保し、バリアフリー化を推進します。

■21年度

89駅/106駅

■事業目標(24年度) すべての駅でエレベーター等により1ルートを確保

228 ノンステップバスの導入

交通局

誰もが乗り降りしやすいように、更新するバス車両は、すべてノンステップバスとします。

都営バス1,287両に導入 ■21年度

■事業目標(24年度) すべての路線バス車両に導入

(目標5)

229 マタニティマークの普及への協力

交通局

出産や子育て支援のため、妊娠中のお客様やそのご家族等に対するマタニティマークの無 償配布を引き続き行います。また、駅貼りポスターや車内ステッカー等により、マークの普 及促進に努めます。

②子育てを楽しむ気運醸成

再掲 子育て応援とうきょう会議の運営

福祉保健局

*NO. 64参照







コラム

「赤ちゃん・ふらっと」の設置促進

~乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備に向けて~

- 〇 「赤ちゃん・ふらっと」は東京都が定めた授乳やおむつ替え等ができるスペースの 愛称です。都内の保育所や児童館、商業施設や美術館など、様々な場所に設置する ことにより、乳幼児のいる家庭が安心して外出できる環境の整備を進めます。
- 平成21年度末時点で、都内に581か所の「赤ちゃん・ふらっと」が整備されています。 「赤ちゃん・ふらっと」には、授乳をするためのカーテンで仕切られたスペースや調 乳用のお湯、赤ちゃんのおむつ交換台などの設備が用意されています。
- これらの条件が整ったスペースに対し、東京都が 図のような「赤ちゃん・ふらっと」マーク(適合証) を交付します。このマークを建物の入り口や「赤ちゃ ん・ふらっと」の設置場所などに表示します。
- 外出する前に「赤ちゃん・ふらっと」がどこにあ るかチェックできるように、設置場所を東京都のホー ムページ上で公開しています。また、「とうきょう子 育てスイッチ」では「赤ちゃん・ふらっと」マップ で簡単に検索することができるようになっています。



▲「赤ちゃん・ふらっと」マーク

コラム

光が丘プレーパーク(都立光が丘公園内) ~ NPOによる「外遊び」の環境づくり~

○ 練馬区にある都立公園内で、0歳~18歳の子どもたちが、自然や人と触れ合いな がら自由に遊べる冒険遊び場「プレーパーク」をNPOが開催しています。室内子育

てひろばと連携して、乳幼児親子が外遊びを始め るきっかけになる企画等も実施します。外で遊ぶ ようになると子育てストレスが減り、虐待防止効 果があるようです。また日常的に、乳児~高校生 の異年齢交流もあります。たき火、木のぼり、泥 遊び、虫とり等の自然体験ができる場として、地 域の子育て・教育施設等の団体利用も受け入れて います。また、不登校児や軽度発達障害児でも気 軽に来られる場です。このようなプレーパーク 活動を支えているのは、地域の住民とプレーリー ダー(=遊び環境を整える専門職)です。



▲僕もママも泥遊び!楽しいよ~

子供は、遊びながら心と身体の「生きる力」を育みます。かつて子供たちは、異年齢が群れて遊び、自然や小さな命に触れて創造力を膨らませ、泥んこになって擦り傷をつくりながらも夢中になって、豊かな感性、挑戦する気持ち、達成した自信、危険を回避する術、基礎体力、人と楽しく関わるコミュニケーション力等と培いました。今、子供たちの外遊 び離れがどんどん進んでいます。なぜでしょう? 親世代の外遊び経験の不足、防犯や安 全管理面による自由に遊べる公園の減少、塾や習い事中心で遊ぶ時間や友達等が少なくなっ たこと、外遊びの楽しさを知る前にバーチャルな遊びの魅力を知る社会現象…。日々の遊 びの中で、積み重ねる実体験が少ない子供たちの「生きる力」の低下が心配です。